

刑の執行段階等における 被害者等の心情等の 聴取・伝達制度

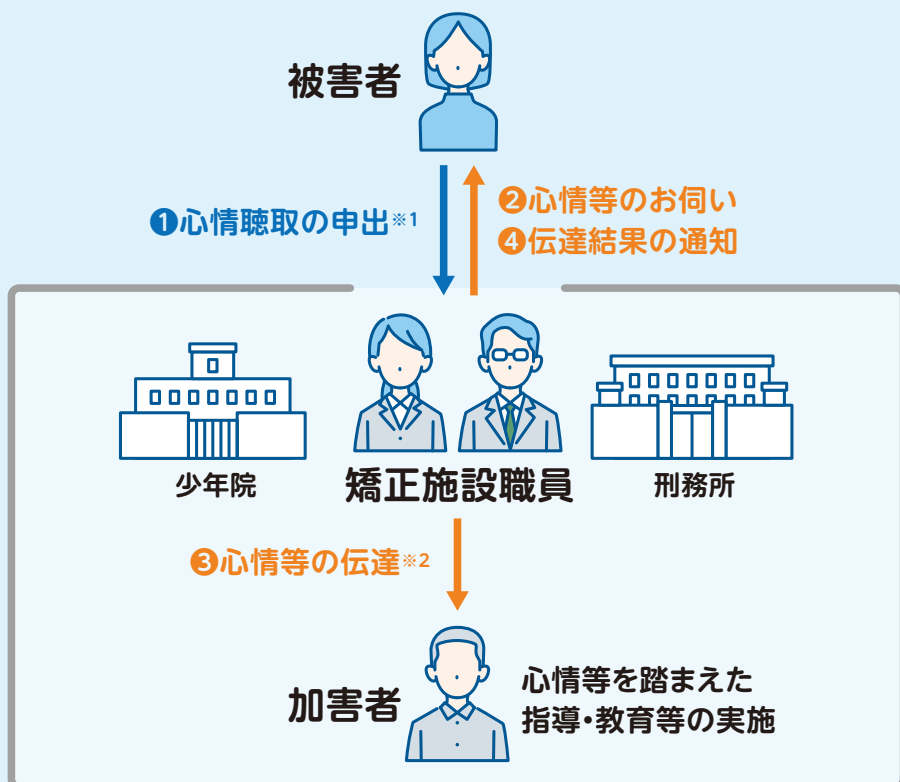
制度概要・利用方法	P1
制度に関するQ&A	P6

制度概要・利用方法

概要

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。



※1 申出は、全国の矯正管区・矯正施設(刑事施設、少年院、少年鑑別所)で可能です。

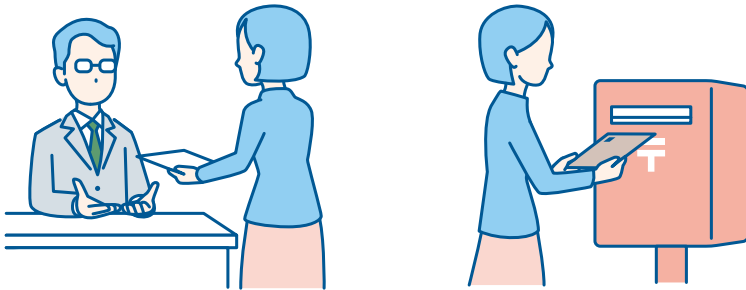
※2 御希望があれば行います。

利用方法(申出からの流れ)

1 申出書の提出

任意の矯正管区・矯正施設に来庁又は郵送により、申出書を提出していただきます。

※加害者が受刑中又は在院中のみ申出することができます。



受付

申出書の受付の際は、御本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等が必要となります。

※郵送で申出をされる場合、写しを同封していただきます。

※御本人以外の方が申出をされる場合、他に必要書類がありますので、お問合せください。

聴取日時等の通知

申出の受理手続きが完了しましたら、心情等をお伺いする日時・場所等を電話等により調整させていただき、書面にてお知らせします。



2 心情等のお伺い

刑事施設、少年院に配置されている専任の職員（「被害者担当官」といいます。）が心情等をお伺いし、その内容を記載した書面を作成します。

事件の性質、加害者との関係等の事情によっては、聴取することができない場合もあります。



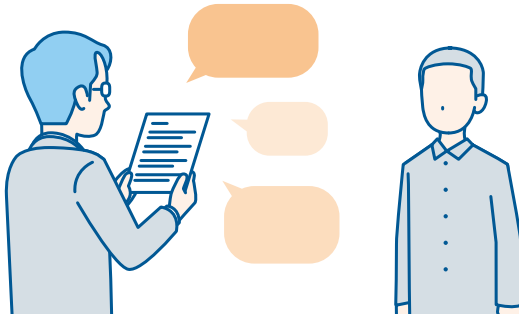


3 心情等の伝達

御希望がある場合、心情等の内容を記載した書面を、加害者の面前で読み上げて伝達します。^(※)

お伺いした心情等は、加害者の状況、事件の性質等の事情によっては、その全部又はその一部を伝達することができない場合もあります。

※少年院では、加害者へ伝達する際、加害者の保護者等が同席する場合があります。



4 伝達結果の通知

お伺いした心情等を加害者に伝達した年月日や内容について書面でお知らせします。御希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことなどを併せてお知らせすることもできます。



自分が犯した
事件の影響を
加害者に
知ってほしい

加害者に
きちんと
謝罪してほしい

加害者には、反省の
気持ちを持ちながら
受刑生活(在院生活)を
送ってほしい

お話を聞かせください

被害者の方々のお気持ち等を
受刑中・在院中の加害者に
伝えることができます。



制度に関するQ&A

Q. どのような方が制度を利用できるのですか。

A. ①加害者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪等により被害を受けた方、②被害を受けた方の法定代理人、③被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹の方です。

Q. 申出書の様式はどこにあるのですか。

A. 本制度のホームページ(裏面に記載のリンク先を御参照ください。)に様式を掲載しています。また、最寄りの矯正管区・矯正施設にお越しただいた際に記入いただくことも可能です。

Q. 加害者がどの施設にいるかわからなくても利用できるのですか。

A. 加害者の収容施設がわからなくても、制度を利用することは可能です。最寄りの矯正管区・矯正施設に御相談ください。なお、加害者の収容施設や処遇状況等については、被害者等通知制度(裏面に記載のリンク先を御参照ください。)を御利用いただくことにより、知ることができます。

Q. 聴取の際は、矯正施設まで行かなくてはならないのですか。

A. 一定の場合には、心情等を記載した書面の提出も可能ですが、お気持ちをより正確に伝えていただくためにも、最寄りの矯正管区・矯正施設にお越しただき、直接お話されることをお勧めします。なお、お越しただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。

Q. 聴取の際に第三者の同席は可能ですか。

A. 一定の条件の下、可能となる場合がありますので、御親族や被害者支援団体の職員等の同席を特に希望される場合は、あらかじめ御相談ください。

お問合せ先・ホームページ

- 刑の執行段階等における被害者等の心情等の
聴取・伝達制度
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>



- 被害者等通知制度
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-2.html#3



- 被害者等通知制度(少年審判後の通知)
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-5.html#6

